

1 答 申 第 1 3 号
令和 2 年 2 月 1 8 日

久留米市長 大 久 保 勉 様

久留米市情報公開・個人情報保護審議会
会長 武 藤 知 之

答 申 書

令和 2 年 1 月 1 0 日付け 1 健保第 5 1 0 2 号による諮問事項について、下記のとおり答申する。

記

1 諮問事項

市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料等の公租公課に係る納付催告業務を私人に委託するに当たり、委託事業者へ電子媒体により催告対象者の個人情報を提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第 1 0 条第 1 項第 2 号）について

【健康福祉部健康保険課】

【市民文化部税収納推進課】

2 審議会の意見

市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料等の公租公課に係る納付催告業務を私人に委託するに当たり、委託事業者へ電子媒体により催告対象者の個人情報を提供することについては、公益上の必要性があり、個人の権利利益を侵害するおそれはない。

なお、公租公課の徴収は、行政の権力行為であることに鑑み、当該業務を私人に委託するに当たっては、業者の選定を慎重に行い、市と業者の役割を明確にするとともに、事業終了後の個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じる等、個人情報の安全の確保に努めることを付言する。